

街路樹診断業務委託（中央区） 仕様書

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、相模原市が発注する街路樹診断業務委託（中央区）（以下「業務」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、「相模原市土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。
- (3) 仕様について、本仕様書と共通仕様書の記載が異なるときには、本仕様書を優先する。

2 関係法規の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

3 住民への対応等

- (1) 受注者は、業務にあたり通行者及び周辺住民等に配慮し、紛争等を起こさないようにする。
- (2) 受注者は、業務実施の都合上、休日（土曜日、日曜日及び祝日）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に報告するものとする。
- (3) 受注者は、業務に関し、地元住民から要望などがあったとき、又は交渉を要するときには速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

4 調査対象

項 目	規 格	数量	単 位	摘 要
初期診断		1742	本	中央土木事務所管内街路樹 ケヤキ・ユリノキ
外観診断	幹周φ60 cm～120 cm未満	10	本	市役所前通 サクラ 相模原北口 サクラ 田名 861 号 マテバシイ
外観診断	幹周φ120 cm～240 cm未満	37	本	市役所前通 サクラ 相模原横山 サクラ 南橋本青葉 サクラ
外観診断	幹周φ240 cm以上	40	本	市役所前通 サクラ 相模原横山 サクラ 南橋本青葉 サクラ

精密診断	幹周 φ 150 cm～300 cm未満	39	本	市役所前通 サクラ 相模原横山 サクラ 南橋本青葉 サクラ
精密診断	幹周 φ 300 cm以上	15	本	市役所前通 サクラ 相模原横山 サクラ

路 線 別 本 数 内 訳									
診断種別 路線名		初期診断	外観診断				精密診断		
			C<60cm	60cm≦C<120cm	120cm≦C<240cm	240cm≦C	C<150cm	150cm≦C<300cm	300cm≦C
市役所前通桜並木	本			3	33	24		29	9
相模原横山桜並木	本				1	12		4	6
南橋本青葉桜並木	本				3	4		6	
田名861号マテバシイ	本			6					
相模原駅北口サクラ	本			1					
下九沢淵野辺ケヤキ	本	574							
県道相模原立川ケヤキ	本	106							
市役所前通ケヤキ	本	292							
相模淵野辺ケヤキ	本	105							
嶽之内当麻ケヤキ	本	146							
国道129号ケヤキ	本	63							
国道129号ユリノキ	本	144							
宮上横山ユリノキ	本	38							
相模淵野辺ユリノキ	本	195							
村富星が丘ユリノキ	本	61							
南橋本弥栄荘ユリノキ	本	18							
計 (本)		1,742	0	10	37	40	0	39	15

5 業務内容

(1) 準備

業務の実施にあたっては、対象路線の現場状況を速やかに確認し、写真撮影、形状寸法計測等、診断の準備を行う。

(2) 診断

診断の基準は、東京都建設局による「令和3年度街路樹診断マニュアル」に準じて行う。

【初期診断】

倒木などの危険性の高い樹木を早期に発見するため、樹体の一部にとらわれることなく全体的な姿を把握し、異常等を記録する。また、倒木等の危険防止に資する維持管理上の問題を把握し記録する。

【外観診断】

目視と診断用具（木槌、鋼棒など）によって樹体の異常を注意深く観察するとともに空洞や腐朽状況を十分に把握して判定を行い、記録する。

【精密診断】

外観診断を行った結果、B2 判定（著しい被害が見られる）かつ精密診断が必要とされた

危険木について機器診断（精密診断）を行うものであり、樹木診断機器により腐朽や空洞の程度を把握し、外観診断結果と併せて総合的な判断を行う。

なお機器診断（精密診断）の手法は、腐朽診断（貫入抵抗測定）を標準とする。

（３）報告書作成

添付様式に基づき診断結果をとりまとめ、その他必要な資料とあわせ作成するものとする。

また、業務に必要な過年度の成果については、貸与するものとする。なお、成果品の貸与については、土木設計等業務委託契約書等様式集の貸与品借用書及び貸与品返納書を以って貸与依頼、返納すること。

（４）打合せ

業務内容について打合せを行う。打合せ回数は業務着手時、成果品納品時の２回とする。

業務着手時及び成果品納品時には、樹木医が出席する。

6 実施時期

診断は、原則として２月末までに実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は発注者と協議するものとする。

7 診断の実施者

診断は、一般財団法人日本緑化センターの認定する樹木医が行うものとする。

8 業務中の安全管理

（１）受注者は、作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講ずるものとする。

（２）作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全ベストなど作業に適した保護具を着用し、安全対策を講ずるものとする。

9 履行期限

契約日から令和９年３月１９日（金）まで

10 履行場所

相模原市中央区内一円

11 成果品

（１）報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １部

樹木リスト（樹木No. 形状寸法、判定）

樹木位置図・判定結果入り樹木位置図

添付 1（初期診断）樹木点検表様式	
添付 2（初期診断）樹木点検表様式カルテ	
添付 3（外観診断）外観診断様式総括表	
添付 4（外観診断）外観診断様式カルテ	
添付 5（精密診断）腐朽診断様式カルテ	
（2）電子データ（報告書）・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部